

FCT Soccer School スクール規約

第1章 名称及び所在地

- 1) 本チームは「FCT Soccer School」と称し、小学生以下を対象としたサッカースクールである。
- 2) チームの所在地 吉野川市鴨島町鴨島 252-1
- 3) 運営会社 株式会社 FC徳島

第2章 基本方針

- 1) サッカー技術向上、人間育成、地域社会への貢献を目的とする。

第3章 目的

- 1) サッカーを通して仲間の輪を広げ、体力の向上及び心身の健康保持と増進を図りながら、勝負を前提に専門的な知識・技術の習得を目指し、その過程を大切に指導する。
- 2) 人との関わりを大切にして感謝の気持ちを学び人間性を磨くため、地域でのボランティア活動などにも積極的に参加する。
- 3) グラウンド内外に関わらず様々な経験をさせ、自分で考え発言し行動する力をつけて、正しく判断できる人材を育てることを目指す。

第4章 入会条件

- 1) 入会者は入会金(Tシャツ代)5000円を納める者

第6章 会費

- 1) 週一コース 5000円
- 2) 週二コース 7000円
- 2) 2人目(兄弟)週一コースは2000円、
- 3) 3人目(兄弟)週一コース、
- 4) 一度徴収した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

第7章 活動

- 1) スクール活動は毎月4回行う
- 2) 雨天・荒天の場合、スケジュールにより、安全優先に考え、活動を中止、変更する場合がある。
- 3) 雨天中止の場合は振替でスクールを行う
- 4) スクール途中で天候などの中止になった場合開始30分以内であれば、次回振替を行う。

第8章 チームの約束事

- 1)他のチームの指導者や選手、保護者、誰にでも大きな声で挨拶をすること。
- 2)思いやりをもち、互いを尊重しあいチームワークを大切にすること。
- 3)指導者の話を聞くとときは姿勢を正すこと。

第9章 保護者へのお願い

- 1)いかなる場合でもチームの指導方針に関しての意見・批判等には応じられません。
- 2)会員として望ましくない行為、チームの名誉を著しく傷つける行為、またはチーム規約を守れない会員、保護者対しては退会いただく事があります。

第10章 退会・コース変更

- 1)退会希望月の前月末日までにスポスルにてスタッフに連絡
- 2)会費等が未納の場合は本紙の提出までに完納しなければならない。
- 3)退会月の会費は退会が月の途中でも全額支払わなければなりません。
- 4)会員が自己都合により会費を2ヶ月以上滞納した場合は、退会扱いとなります。但し、滞納分に関しては全額を支払わなければなりません。
- 5)コース変更は希望月の前月末日までにスポスルへ連絡

第11章 SNS等

- 1)普及育成活動の紹介やPRすることを目的に集合写真やプレイ写真、スクール活動を公式ホームページやSNS、メディア等に使用・掲載する場合があるものとする。

2025年2月1日改定
株式会社FC徳島
代表取締役 須ノ又 諭